成長特区における優遇税制

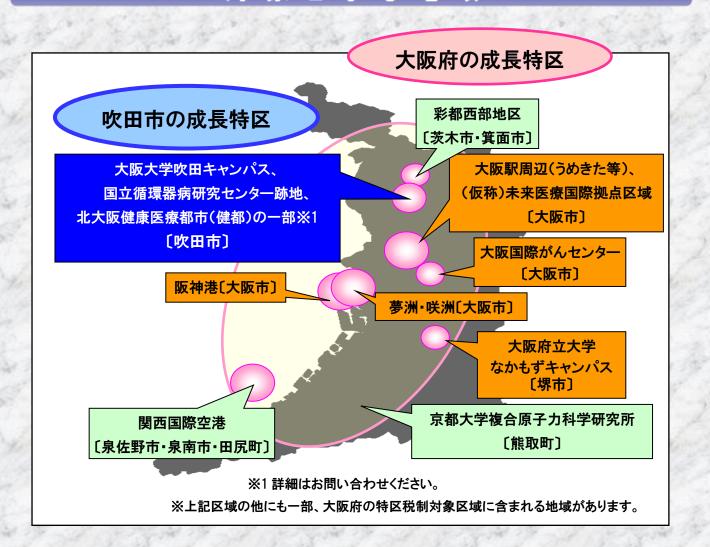
~成長特区進出企業の 地方税(市税•府税)が「最大ゼロ」に! ~

大阪府と連携し、「成長特区※」に進出する企業に対して優遇税制による支援を行います。

成長特区に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、ライフサイエンスや新エネルギーに関する事業を行う事業者は、市税(法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税)及び府税(法人府民税、法人事業税、不動産取得税)について、軽減措置を受けることができます。

※「成長産業特別集積区域」の略

対象となる地域



対象となる事業者・支援内容

事業者

市内成長特区(国立循環器病研究センター、大阪大学吹田キャンパス、 北大阪健康医療都市(健都)の一部)に進出し、ライフサイエンスや新エ ネルギーなどに関する事業について、大阪府の成長産業事業計画の認 定を受け、事業を実施



市税

- ・法人市民税
- •固定資産税
- •都市計画税
- 事業所税

府 税

- ·法人府民税
- -法人事業税
- -不動産取得税

く最 大>5年間ゼロ + 5年間1/2軽減

成長産業特別集積区域(成長特区)について

大阪府が、成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化を図ることを目的に、「関西イノベーション国際戦略総合特区」における国の取り組みを強化した大阪府独自の優遇制度(大阪府成長特区税制)を平成28年(2016年)4月から実施しています。

この制度は、これまでの大阪府特区税制の取り組みを引き継ぐとともに、国の特区以外でも 府内で新たに成長産業の集積を図るべき区域を、大阪府が独自に追加できる制度で、対象区域は市町村からの申請により、大阪府が指定を行い市町村と連携して一体的に成長産業集積 の環境整備を図るものです。

対象事業

ライフサイエンス分野

(医薬品・医療機器)(再生医療等)(医療・介護ロボット) (治験・臨床研究)(医療情報システム)(医療施設・設備)(健康関連)

新エネルギー分野 (環境配慮型自動車関連)(太陽光・風力・水素等)(スマートコミュニティ) (リチウムイオン電池)(省エネ機器)

> それらを支援する事業 【国際貨物(船舶・航空)、MICE】